

保護者向けリーフレット

体罰のない明るく風通しのよい学校を目指して

児童生徒が明るくいいきと学校生活を送るためには、教職員が児童生徒や保護者の皆様との信頼関係を築くとともに、学校は一丸となって教職員としての使命感や責任感、教育的愛情等をもって、指導していくことが大切です。

本市におきましては、体罰は児童生徒の身体や心を傷つける人権侵害行為であるとの考えの下に、教職員向け体罰防止研修資料「体罰のない明るく風通しのよい学校を目指して」を策定し、学校と教育委員会が一体となって体罰根絶の取組を進めるとともに、教職員が自信をもって適切な指導を行えるよう資質の向上に努めております。

保護者の皆様には、本市独自に策定した研修資料に基づいて、適切な指導の在り方や体罰や懲戒等の違いをお知らせしますので、本市の取組へのご理解とご協力をお願いします。

《力に頼らない指導を行います。》

(1) 人権に配慮した指導を行います。

- あいさつをはじめ教職員自ら積極的にコミュニケーションを図ります。
- 児童生徒のつまずきや失敗を共感的、受容的にとらえます。
- 問題行動等の指導の際は、教職員の判断で決めつけず、まず理由を聞き、教職員自身も感情のコントロールに努めながら指導にあたります。
- 児童生徒のプライバシーに関わる情報の取扱いについては十分注意します。



(2) 児童生徒理解に基づいた指導を行います。

- 児童生徒理解の深化に努め、教職員と児童生徒のよりよい関係をつくります。
- 児童生徒一人一人のよさの伸長を図りながら、社会的な資質や能力・態度の育成を目指します。
- 児童生徒の学習のつまずきや失敗に対しては、ていねいに指導すれば児童生徒は伸びるという信念を持ち、粘り強く指導します。
- 児童生徒の言動の背景や要因の理解に努めながら、一人一人に応じた支援をします。
- 校内で情報を共有し、教育相談の機能も生かしながら教職員が連携を図って対応します。



(3) 教育上必要な場合には、厳しさをもって毅然とした指導を行います。

- 学校の秩序や他の児童生徒の学習を妨げるような問題行動に対しては、毅然とした姿勢で良いこと、悪いことを指導します。
- 問題行動に対しては、教職員が一丸となって組織的な対応をするとともに、関係機関等とも適切な連携を図ります。

《部活動では》

- 部活動本来の趣旨について理解を深め、勝つことだけにこだわらない指導を目指します。
- 生徒一人一人の技量、体力や発達の段階、個々の目的等を踏まえながら指導にあたります。
- 顧問同士が指導について話し合ったり、研修会等へ参加したりして指導力向上を図ります。
- 生徒や保護者などと話しやすい雰囲気をつくり、日頃からコミュニケーションを図ります。

《「体罰・懲戒・不適切な指導・正当防衛及び正当行為」とは》



体 罰

体罰は、児童生徒の人格を傷つける人権侵害行為であり、また違法行為です。

身体に対する侵害を内容とするもの

・殴る、蹴る等

肉体的苦痛を与えるようなもの
・正座・直立等
特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等

体罰を起こした教職員は、以下の責任を問われることがあります。

- ・行政上の責任
- ・刑事上の責任
- ・民事上の責任

学校教育法第 11 条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

学校教育法施行規則 第 26 条

校長及び教員が児童生徒に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に应ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

懲 戒

児童生徒の成長を目的として、当該児童生徒にその生活や行動等を反省させ、立ち直りを図るための手段の一つとして行われるものです。

〔認められる懲戒の例〕

- ・放課後等に教室に残留させる。
- ・授業中、教室内に起立させる。
- ・学習課題や清掃活動を課す。
- ・学校当番を多く割り当てる。
- ・立ち歩きが多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

等

【体罰の判断について】

教職員や児童生徒・保護者の主観のみにより判断されるのではなく、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考えて判断します。

(H25. 3. 13 文部科学省通知より)

正当防衛及び正当行為

以下のものは正当な行為であり、通常体罰に該当しません。

児童生徒から教職員等に対する暴力行為に対して、教職員等が防護のためにやむを得ず行った行為

他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止することや、危険を回避するためにやむを得ず行った行為

(H25. 3. 13 文部科学省通知より)

不適切な指導

児童生徒に不安感を与えたり、精神的に傷つけたりするなど、教育的効果が期待できない言動です。

〔例〕

- ・人格を否定するような発言、暴言
 - ・威圧する行為
 - ・軽微な苦痛を与えるような行為
- 等

《保護者の皆様へ》



本市では、これまで体罰にかかる実態調査の実施、学校の教育活動について保護者の皆様から校長、副校長に直接ご相談いただける相談機会の設定等、体罰等の諸問題の根絶に向けて取組を進めてまいりました。

このような中、多くの保護者の皆様から教職員に対する励ましや信頼の声が寄せられ、教職員自身の指導を振り返る機会となるとともに、意欲の向上にもつながっています。

体罰の根絶には、教職員の意識改革はもとより、一部に見られる体罰を容認する風潮をなくすなど、保護者や地域の皆様とともに取り組む必要があると考えますので、引き続きご理解とご協力をお願いします。

なお、本年度も、保護者の皆様から校長、副校長に直接ご相談いただける相談機会を夏と冬の年 2 回設けますので、有効にご活用ください。また、相談機会でなくとも、体罰と思われることがあれば、いつでも遠慮なく学校に相談してください。学校に直接話しにくいような場合などには市教委の相談窓口（体罰相談ダイヤル）をご活用ください。

体罰相談
ダイヤル



学 校：校長、副校長など
市教育委員会：学校教育課 学校いきいきグループ TEL (028) 632-2727
同 教職員グループ TEL (028) 632-2726